

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第86号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年5月20日 22時35分ごろ
発生場所	愛媛県今治市大島南東方沖 今治市所在の燧灘 ^{ひうちなだ} 沖ノ瀬灯標から真方位284° 1.3海里（M） 付近 （概位 北緯34° 06.6′ 東経133° 04.8′）
事故等調査の経過	平成25年5月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{タイヨウ} TY GREEN（シンガポール共和国籍）、2,646トン 9163049（IMO番号）、TAIYOUNG SHIPPING（SINGAPORE） PRIVATE., LIMITED B 漁船 ^{えびす} 蛭子丸、4.99トン EH3-44073（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 航海士A（フィリピン共和国籍）、免状不詳 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	軽傷 1人（船長B）
損傷	A 不詳 B 船首部に凹損及び擦過傷
事故等の経過	A船は、船長A（大韓民国籍）及び航海士Aほか11人（国籍不詳）が乗り組み、大島南東方沖を約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で東北東進中、平成25年5月20日22時35分ごろA船の左舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、大島南東方沖の漁場で底びき網漁を行うために約7knの速力で手動操舵によって南進した。 船長Bは、船尾甲板で立った姿勢で漁獲物の選別作業を行っていたところ、衝突直前にA船を認め、機関を全速力後進にしたが、B船とA船とが衝突した。 船長Bは、 ^{けい} 頸部及び腰部打撲を負った。 船長Bは、僚船に連絡して救助を依頼した。 （付表1 A船のAIS記録（抜粋） 参照）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長Bは、3Mレンジに設定したレーダーを作動させていた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A 不明、B あり A 不明、B なし A 不明、B なし</p> <p>A 船は、大島南東方沖を東北東進中、B 船と衝突したものと考えられるが、航海士 A から情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B 船は、大島南東方沖を南進中、船長 B が、漁獲物の選別作業に意識を集中していたことから、接近する A 船に気付かず、B 船の船首部と A 船の左舷船尾部とが衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、大島南東方沖において、A 船が東北東進中、B 船が南進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。

付表 1 A船のAIS記録(抜粋)

時刻 (時:分:秒)	北緯 (° -' -")	東経 (° -' -")	船首方位 (°)	対地針路 (°)	対地速力 (kn)
22:21:03	34-05-17.6	133-02-21.6	082	081.8	9.7
22:22:22	34-05-21.9	133-02-36.0	066	065.8	9.6
22:23:03	34-05-24.9	133-02-43.0	063	059.9	9.7
22:24:33	34-05-33.4	133-02-58.4	062	058.7	10.1
22:25:13	34-05-36.8	133-03-05.1	061	058.7	10.0
22:26:03	34-05-41.4	130-03-13.5	058	053.7	10.1
22:27:03	34-05-47.5	133-03-23.5	057	053.4	10.2
22:28:32	34-05-56.5	133-03-38.8	058	055.2	10.7
22:29:32	34-06-02.8	133-03-49.6	057	054.8	10.9
22:30:03	34-06-06.4	133-03-55.1	056	053.9	11.0
22:31:03	34-06-13.1	133-04-05.7	057	053.1	10.9
22:32:03	34-06-19.3	133-04-16.3	057	054.2	10.9
22:33:03	34-06-26.4	133-04-27.3	057	054.1	10.9
22:33:53	34-06-31.7	133-04-35.9	057	054.4	10.8
22:34:39	34-06-36.3	133-04-44.2	074	064.0	10.6
23:35:06	34-06-37.5	133-04-49.3	068	073.8	10.2
22:36:06	34-06-43.1	130-04-58.8	040	038.3	9.8

(注) 船位は、船橋上部に設置されたGPSアンテナの位置である。